

徳島市長期優良住宅の普及の促進に関する制度要綱(概要版)

第1条 (略)

(長期優良住宅建築等計画の認定)

第2条 認定の申請者は、規則第2条第1項のほか、次の図書を添付すること。

- (1) 登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合、適合証
- (2) 設計住宅性能評価書の交付を受けた場合、その写し
- (3) 住宅型式性能認定を受けた住宅又は部分を含む場合、住宅型式性能認定書の写し
- (4) 認証型式住宅部分等を含む住宅の場合、型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (5) 長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置を講じた場合、その説明図書
- (6) 居住環境基準に適合することを確認するために必要な図書(建築協定チェック等)

2 認定申請者は、次の場合、図書の一部を省略することができる。

- (1) 住宅型式性能認定書の写しを添付した場合
- (2) 型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付した場合

3 建築基準関係規定審査を申し出るときは、様式第1号と、申請書の副本及び添付図書を各一部(構造計算適合性判定を要する場合は各二部)提出

4~5 (略)

(認定基準等)

第3条 (略)

2 前項の認定に係る居住環境基準は、次の各号に掲げるもの。

- (1) 別表第1(イ)欄各項に掲げる居住環境に関する計画等が定められた区域内にあっては、それぞれ同表(ロ)欄各項に掲げる基準に適合すること。
- (2) 原則として次に掲げる区域内でないこと。

- ・都市計画法の促進区域、都市計画施設の区域、市街地開発事業の区域(予定区域)
- ・住宅地区改良法第8条第1項の告示があった日後における改良地区

(認定計画の変更)

第4条 第2条、第3条を準用。

(報告等)

第5条 認定計画実施者は、住宅の建築が完了したときは、様式第2号により報告。

2 認定計画実施者は、市長が求めるときは、様式第3号により報告。

(住宅の建築等の取りやめ)

第6条 認定計画実施者は、認定計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとするときは、様式第4号により申し出る。